



Finance

**資金決済法等の改正法の成立
～暗号資産（仮想通貨）に関する規制強化～**

令和元年5月31日、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が成立し、同年6月7日、公布されました。

日本は、平成28年5月に成立した資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）の改正により、世界に先駆けて仮想通貨に関する規制を導入しました（[2016年6月号](#)参照）。しかしながら、近時、交換業者による顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生したことから、利用者保護の確保やルールの特明確化を求める声が上がっていました。改正法は、仮想通貨に関する規制を強化することを主たる目的として、資金決済法及び金融商品取引法等の改正を図るものです。

改正法における具体的な改正内容のうち、主なものは以下のとおりです。なお、改正法は、公布日（令和元年6月7日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

まず、国際的な動向等を踏まえ、法令上の「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更することとしています。

次に、交換業者が顧客から預かっていた暗号資産のうち、ホットウォレット（オンライン）で管理していた暗号資産が流出する事案が複数発生したことから、交換業者に対し、原則として、顧客の暗号資産をコールドウォレット（オフライン）等の信頼性の高い方法で管理することを義務付けることとしています。

また、収益分配を受ける権利が付与された ICO（インシヤル・コイン・オファリング）については、従前も金融庁の解釈により、金融商品取引法等の規制対象となりうるとされていましたが（[2017年12月・2018年1月合併号](#)参照）、その点を法律上も明確化するとともに、株式等と同様に、投資家への情報開示の制度や販売・勧誘規制等が整備されています。

上記の他にも改正法の内容は多岐に亘ります。暗号資産を始めとするブロックチェーン技術は、近時ますます広がりを見せており、暗号資産交換業者はもちろんのこと、その他の企業においても、改正法が自社の今後の事業に与える影響について、注視していく必要があるものと思われます。

Disputes

民事執行法等の一部を改正する法律の成立 令和元年5月10日、民事執行法等の一部を改正する法律が成立し、同月17日、公布されました。同法は、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性を向上させること等を目的として、民事執行法等を改正するものであり、その内容は、概ね昨年10月に決定された「民事執行法制の見直しに関する要綱」（[2018年10月号](#)参照）に沿ったものとなっています。同法は、公布日（令和元年5月17日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

IP

特許法等の一部を改正する法律の成立 令和元年5月10日、特許法等の一部を改正する法律が成立し、同月17日、公布されました。同法の概要については、[2019年4月号](#)をご参照下さい。

General

道路運送車両法の一部を改正する法律の成立 令和元年5月17日、道路運送車両法の一部を改正する法律が成立し、同月24日、公布されました。同法の概要については、[2019年4月号](#)をご参照下さい。

Tax

PE 関連規定通達の趣旨説明について 国際的な租税回避等に対応すべく、国内税法における恒久的施設（PE）関連規定の見直しがあったことは [2017年12月・2018年1月合併号](#) で既報のとおりですが、国税庁は、平成30年12月12日付で改正後のPE関連規定についての通達を発遣するとともに、当該通達の趣旨説明を平成31年4月11日付で公表しました。この趣旨説明は、PE関連規定改正の背景として、OECD/G20が主導する課税逃れ防止のためのプロジェクト（BEPSプロジェクト）及びその提言を受けて平成29年11月に改訂されたOECDモデル租税条約に言及しつつ、例えば「補助的な性格のもの」の意義について、OECDモデル租税条約コメントリーで挙げられている具体例と同じ具体例に言及しています。このように、今回の趣旨説明は、国内税法における改正後のPE関連規定の解釈について、国税庁がOECDモデル租税条約コメントリーを参照したものと見て注目されます。